

お客さま各位

三井住友海上火災保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」自動セットについてのご案内

拝啓 平素より弊社業務につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。また、「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化している現状を踏まえ、下記のとおり、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」を新設し、特定の感染症による休業損害を補償するご契約に自動セットいたします。これにより、新型コロナウイルス感染症に関する補償を拡大する商品改定を実施しますのでご案内いたします。本改定は、既にご加入いただいているご契約を含めて、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定された2020年2月1日以降適用いたします（お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。）。なお、本改定に伴う追加保険料はございません。

ご案内の内容にご不明点がある場合や万一事故にあわれた際は、末尾のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

敬具

記

1. 対象となるご契約

(1) 適用対象契約

2020年2月1日以降に有効なご契約（保険期間中に発生した、2020年2月1日以降の事故を補償します。）

(2) 対象商品・条件

対象商品（保険種類）	条件	
ビジネスキーパー （事業活動総合保険）	休業損害を補償する、以下プランのご契約	
	保険始期日	契約プラン（注1）
	2019年10月1日～	ベーシック、ワイド、ワイドPlus
	2015年10月1日～2019年9月30日	スリムⅡ、スタンダード
	～2015年9月30日	スリム、スタンダード
	（注1）保険始期日に応じて名称が異なります。	
店舗休業保険	すべてのご契約	
プロパティ・マスター （企業財産包括保険）	「休業損害補償特約（注2）」または「食中毒・特定感染症利益補償特約（注2）」がセットされたご契約 （注2）休業損害補償特約（限定型）や食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産包括保険・利益保険金用）等、保険始期日に応じて特約名称が異なる場合があります。	
企業費用・利益総合保険、 ビジネスプロテクター	「食中毒・特定感染症利益補償特約」がセットされたご契約	
生産物賠償責任保険	「食中毒・特定感染症利益補償特約」がセットされたご契約（注3）	
旅館賠償責任保険	（注3）保険始期日が2019年10月1日以降のご契約で、補償される感染症に「新型コロナウイルス感染症」を含まないものに限りします。	
店舗賠償責任保険		
事業財産総合保険	休業損失等補償条項において、休業損失を補償するご契約	

2. 改定内容

改定前	改定後
各対象商品の約款において、感染症の発生による休業損害が発生した場合に保険金のお支払い対象となる感染症を定めています ^{（注1）} 。 新型コロナウイルス感染症はこれらに含まれないため、保険金のお支払い対象となりません。	（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」が自動セットされます。） 新型コロナウイルス感染症に罹患した者が対象施設にいたこと等により、対象施設が、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染され ^{（注2）} 、保健所等の指示により施設の消毒等の措置が行われた場合、これに伴う休業や費用負担による損失に対して、緊急対応費用保険金として20万円をお支払いします。

(注1) 各商品の2019年10月1日以降始期契約の場合、次の感染症となります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルグ病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群（SARS）、⑫中東呼吸器症候群（MERS）、⑬鳥インフルエンザ（A（H5N1）またはA（H7N9））、⑭コレラ、⑮細菌性赤痢、⑯腸管出血性大腸菌感染症、⑰腸チフス、⑱パラチフス

(注2) 汚染の疑いがある場合を含みます。

3. 保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額等

(1) 保険金をお支払いする場合

次のいずれかに該当する事由（事故）^(注1)により、被保険者に損失が生じた場合

① 新型コロナウイルス感染症^(注2)に罹患した者が対象施設^(注3)にいたこと等により、対象施設^(注3)が、新型コロナウイルス感染症^(注2)の原因となる病原体に汚染された場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

② ①の汚染の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

(注1) 2020年2月1日以降に発生した事故に限ります。

(注2) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。

(注3) 保険証券記載の被保険者の営業施設（被保険者の店舗）等をいいます。ビジネスキーパー、店舗休業保険、プロパティ・マスター、企業費用・利益総合保険、事業財産総合保険の場合は、被保険者の営業施設等が所在する建物等を含みます。

(2) お支払いする保険金の額

20万円（保険期間^(注1)中に他の保険契約等とあわせて1回のみ^(注2)のお支払いとなります。）

(注1) 長期契約の場合は同一保険年度（初年度については保険始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日応当日から1年間）。

(注2) ビジネスキーパー、店舗休業保険、プロパティ・マスター、企業費用・利益総合保険、事業財産総合保険の場合は保険金額設定単位ごとにお支払いします。ビジネスプロテクターの場合は契約単位、生産物賠償責任保険、旅館賠償責任保険、店舗賠償責任保険の場合は施設単位にお支払いします。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

① 事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛

② 事故を伴わない自主的な施設の消毒その他の措置

③ 保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故（2020年5月12日以降に締結された新規契約^(注)の場合に限ります。）

(注) 「食中毒・特定感染症」による休業損害を補償する契約内容への変更を行う場合を含みます。継続契約であっても、継続前契約が「食中毒・特定感染症」による休業損害を補償しない契約内容の場合は、新規契約として取り扱います。

等

※詳細は保険商品ごとの「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」およびそれぞれの契約の普通保険約款・その他の特約を参照してください。

以上

【お問い合わせ窓口】

<取扱代理店>	<引受保険会社>
・代理店名：エール株式会社	三井住友海上火災保険株式会社 岐阜支店 岐阜第二支社
・住所：岐阜県岐阜市鹿島町7丁目10番地	・住所：岐阜県岐阜市吉野町6-31
・TEL：058-213-9939	岐阜スカイウィング37西棟5F
・FAX：058-213-9933	・TEL：058-265-9395
・E-Mail：yu-endo@yellhoken.com	・FAX：058-265-9411
・営業時間：平日9:00～17:30	・営業時間：平日9:00～17:00
	（土日・祝日、年末・年始は休業させていただきます。）